

2023年4月18日

幹事長 岩 本 朗

春秋会2023年度 第1回幹事会

日時：4月18日（火）正午～13時@Zoom ミーティング

《議事の内容（予定）》

- 1 今年度執行部及び幹事の紹介…資料0
- 2 オブザーバー出席者を認めることの承認【決議】
- 3 年度中途入会につき正副幹事長会へ一任することの承認【決議】
- 4 幹事会の日程決定【決議】…資料1
- 5 幹事会 ML 設置の件
- 6 選考委員会…資料2
 - (1) 選考委員会の目的, 任務, 構成, 任期の紹介
 - (2) 幹事会から選出される委員の選任【決議】
 - (3) 選考委員会の日程 (①5月25日正午、②7月26日13時、③8月23日13時)
- 7 各種委員会からの活動報告／政策（資料3）、広報（資料4）、研修（資料5）、親睦（資料6）、若手会（資料7）
- 8 大弁会務・日弁連理事会報告…資料8
- 9 その他各種行事の案内…資料9（会派会費一覧表）

2023年度 幹事

資料0

修習期	氏名	
~20	小林保夫	
21~23	三上孝孜	
24~26	中川泰夫	
27~29	齋藤浩	
30~32	福本富男	
33	森下弘	
34	岩永恵子	
35、36	福田健次	
37	石井教文	
38	飯田和宏	
39	濱岡峰也	
40	西 晃	
41	田中厚	
41	巽昌章	
42	村田浩治	
43	中紀人	
44	松本康之	
45	藤木敏之	
46	長尾博史	
47	眞継寛子	
48	河原誠	

修習期	氏名	
49	木村重夫	
49	佐藤吉浩	
50	上田純	
51	加藤知徳	
52	増田広充	
53	藤田さえ子	
54	原啓一郎	
55	清水伸賢	
55	國本依伸	
56	尾形信一	
57	宮本剛	
57	向井啓介	
58	熊谷卓也	
59	間野泰治	
60	高田真司	
60	高橋昌子	
60	高橋礼雄	
61	下迫田浩司	
61	忠政貴之	

修習期	氏名	
62	藤原正人	
62	藤原航	
62	星野順子	
63	岩佐賢次	
63	植木和彦	
64	佐々木正博	
64	小西基皓	
65	吉村友香	
65	柏木理沙	
66	飯田亮真	
66	柳知幸	
67	柳本哲亨	
67	稗田隆史	
68	富田真平	
68	前野陽平	
69	別所大輝	
69	西川裕也	
70	松本実華	
71	西川翔大	
71	船越智晴	

修習期	氏名	
72	湯浅彩香	
72	満村和樹	
73	垣岡彩英	
73	加門亜弥	
74	森柩樹	
75	垣内浩宣	
75	片桐誠二郎	
全	松井淑子	
全	松尾洋輔	
全	今井力	
全	西田敦	
全	安原邦博	
全	濱田雄久	
全	村瀬謙一	
全	奥野祐希	
幹事長	岩本朗	
副幹事長	西祐亮	
副幹事長	中原大雄	
副幹事長	枝川直美	
副幹事長	足立啓成	
副幹事長	溝上絢子	
副幹事長	由良尚文	

2023年度 春秋会 幹事会日程

原則 第3水曜(※は変則日程) 正午から午後1時まで

- 第1回 4月18日※
- 第2回 5月17日
- 第3回 6月21日
- 第4回 7月19日
- 第5回 8月23日※
- 第6回 9月20日
- 第7回 10月18日
- 第8回 11月15日
- 第9回 12月20日
- 第10回 1月17日
- 第11回 2月21日
- 第12回 3月19日※

幹事会から選出する選考委員候補

森下弘（33）
西晃（40）
松本康之（44）
濱田雄久（47）
藤田さえ子（53）
國本依伸（55）
高橋昌子（60）
藤原航（62）
岩佐賢次（63）
吉村友香（65）
安原邦博（66）
富田真平（68）
松本美華（70）

選考委員会日程

第1回 5月25日正午
第2回 7月26日13時
第3回 8月23日13時

2023年4月 政策委員会 活動報告

委員長 松井淑子

2023年4月4日(火) 12:00 文責: 松井	13:00 第1回委員会	<p style="text-align: center;">政策シンポジウム開催 (予定) 6月30日(金) 18時 会館&WEB (仮題) 若手必見! インボイスを無視して大丈夫?</p>
	<p>出席者 10名。別シート: 委員メンバーリストのとおり。</p> <p>検討・決定事項</p> <p>1 年間委員会スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第2木曜時 12時-13時 WEB開催 ・ただし、5月は12日(金)12時 6月8日(木)、7月13日(木)、8月10日(木)、9月14日(木) 10月12日(木) 11月9日(木)、12月14日(木)、1月11日(木)、2月8日(木)、3月14日(木) 	
	<p>2 活動方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村瀬先生⇒岩本先生⇒⇒ 2022年度中島先生の流れを継承 ・以前は、人権・司法等の各分野の最先端の議論・提言を「政策誌」として発行していた。 ・合宿等もしていたが、ただ、実際は最先端を走る弁護士に負担をかけていた面もある。 ・数年前から、時々会の執行方針に対して、情報収集、意見交換、勉強会等をしていくという側面を打ち出す。 ・年間活動予定 ⇒2022年度と同様に ・大きなシンポジウム 2回開催 ・状況に応じて、WEBでの意見交換会、勉強会等の開催 ・研修委員会とは異なる役割 	
	<p>3 直近の企画</p> <p>【若手必見！インボイスを無視して大丈夫？(仮題)】</p> <p>検討・決定事項 開催の方向性で。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、具体的な実際の内容、方向性がまだ明確でない面がある。 ・免税事業者でも適格請求書発行事業者という流れがあるが、それを無視したらどうなるのか等。 ⇒4月中旬に、由良、中岡、松井が由良紹介の候補者税理士を訪問して、企画の趣旨に合わせて、どのような話ができるかを打ち合わせしてくる。 ⇒その内容をある程度、相当、具体化して、MLに流す。 ⇒次回委員会の5月12日(金)12時の第2回委員会で、修正、確定できる程度に。 【由良: 日程調整、確認】、【松井: 質問事項、内容の骨子のメモ作成、報告】、【中岡: 質問事項等】 ・開催時期/候補日時 └ 6月27日(火)、29日(木)、30日(金) └ 18時から90分。18時-19時30分。 └ 会場: 会館9階等の奥の一室がベター └ 機材: オールインワン(ディスプレイと一体型のもの)がベター ⇒ハイブリッド開催。 ・内容: ・会員への影響。若手弁護士、弁護士が関わる、法テラスと消費税との関係、大阪弁護士会からの自治体法律相談、法律相談と消費税との関係 ⇒税務実務の研修ではなく、弁護士業務との関わり。 ⇒時間トータル90分のうち、内容の割り振り ・税理士だけの説明を60分聞くのは辛い。 ⇒若手からの質問に答える形など。 ⇒弁護士・会の活動の公益性と消費税というところで、裁判になった京都弁護士会事例の紹介等をして絡むことは可能。 ↓ ★ 4月に、由良・中岡・松井がまずは税理士と打ち合わせをして、内容の叩き台を作る。 ⇒切り口・中身の是非について、MLに報告し、次回5月12日(金)委員会で確認、確定。 ・外部の士業の方への報酬 └ 大阪弁護士会基準 5万円 └ 春秋会委員会予算 5月以降に要求予定 	
	<p>4 その他、第2弾企画等</p> <p>プレスト案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法・平和 ・台湾有事 ⇒万が一の時に、弁護士としてどう関わられるのか、関わるのか。 ⇒弁護士の役割 ・人権 ・大阪の人権問題 ⇒刑事・貧困・外国人 ・再審請求 ・日野町事件など ・世代間格差 ・弁護士の憲法感覚、人権感覚 ⇒まずは国ありきとの意見に関して等。 ・弁護士自治 ・医師、税理士、裁判官と弁護士 ⇒弁護士自治の特殊性 ⇒弁護士会、会派に全く興味がないという弁護士に向けて └ 弁護士自治の基盤 ・死刑問題 	

2023年度__春秋会__政策委員会Log

お名前	1	2
	修習期 4月4日参加者 10名	5月12日参加者
あ 青木 佳史	41	
あ 安達 友基子	59	
い 飯島 奈絵	46 参加	
い 岩本 朗	47 参加	
い 今井 力	56	
お 小野 宙	67	
か 角崎 恭子	64	
か 片桐 誠二郎	75	
く 黒田 愛	47 参加	
こ 小橋 るり	51	
し 下枝 歩美	67	
た 谷 英樹	43	
た 高江 俊名	48	
た 田村 瞳	67	
と 豊川 義明	23	
な 中島 宏治	50 参加	
な 中岡 さつき	72 参加	
は 濱田 雄久	47	
は 林 邦彦	48	
ひ 広瀬 元太郎	60	
ふ 福田 健次	36	
ま 松井 淑子	51 参加	
ま 松尾 洋輔	59	
む 村瀬 謙一	48 参加	
や 山本 淳	51 参加	
や 矢吹 保博	62 一	
ゆ 由良 尚文	51 参加	
米田 直人	75 参加	

2022年度比

・4名辞退

・2名新規参加 ⇒4月4日 矢吹保博先生参加／計3名新規参加

・2名ご検討中

春秋会広報委員会報告

委員長 松尾洋輔

■開催日時：令和5年4月11日 18時30分～

■議題：

1. 人事案件（副委員長の選任等）
2. 会報（特に電子版）の訂正方法等
3. WEB業者の変更について
誤字・原稿の取り違え多発するなど、現在起用している業者の成果物のクオリティが低く、広報委員（長）の作業負担が多大になっているため別の業者への移行を検討するもの
4. 原稿依頼及びゲラチェックの方針
他会派会員や理事者への依頼原稿については執筆者ゲラチェックをお願いするが、その他は提出後の校正は委員会一任とする
5. ニュースレター5月号の掲載記事
6. ニュースレター6月号の掲載記事
7. 会報秋号の企画
 - ・レギュラー企画として「弁護士10年・40年」
 - ・特集企画については引き続き検討。
8. 委員募集
 - ・現時点では75期会員の加入はなし。引き続き募集に努める。
 - ・委員数26名（50期台5名 60期台9名 70期台12名）

■次回委員会日程

2023年5月12日金曜日18時30分～（リアルとZoom併用）

以上

研修委員会活動報告（1）

2023年 4月18日

研修委員長 今井 力

第1 委員会メンバー

多数かつ精鋭揃い

第2 前回幹事会からの活動報告

前年度幹事長・委員長との引継ミーティング（3/30実施 Zoomにて）

第3 今後の活動

1 離婚研修

【講師】 高坂明奈 先生（春秋会会員・61期。女性共同法律事務所）

【日時】 2023年5月17日（水）18:00～20:00

【会場】 ①大阪弁護士会 1205会議室（先着30名） ②Zoom

2 候補として検討中のテーマ

靴磨き研修、裁判官・調停官経験者による研修、

酒造メーカーの社長による事業拡大への取組研修、映画上映

とにかく、会員の皆さまのご要望をお聞かせください！

第4 委員会としての検討課題

『春秋の日』を復活させるか

以上

2023年度 第1回幹事会報告（親睦委員会）

令和4年4月17日

親睦委員長 西田 敦

1 2023年度親睦委員会メンバー

委員長 西田 敦 62 担当副幹事長 中原大雄 69

浦 寛幸 59 竹中 宏一 60 河野 雄介 60 豊田 祐介 60 宮下 泰彦 61

小野 俊介 62 舘 康祐 62 佐々木 和弘 62 横瀬 大輝 65

中江 友紀 72 満村 和樹 72 宮崎 信二郎 72 湯浅 彩香 72 垣岡 彩英 73

加門 亜弥 73 徳山 慶太 73 福本 洸太郎 73 辻 映穂 74 鈴木 伸太郎 74

深谷 祐 75 中村 佳菜 75 谷口 由里子 75 榎野 寛俊 75 中村 孝宏 75

2 2023年度年間スケジュール（イベント）

5月18日OR29日 謎解きイベント

担当：徳山 加門 鈴木 中村 福本 横瀬 谷口

6月 ラーメンイベント

担当 深谷 宮崎 満村

7月OR8月 ビアパーティ

担当 横瀬 中村佳菜 舘 辻

9月 野球観戦？お茶屋遊び？

担当 宮下

10月 グルメ企画

担当 西田 小野 福本 中村 鈴木

11月 ワインの夕べ

担当 満村 徳山 谷口

10月～12月 宝塚観劇

担当 横瀬 舘 辻

1月～2月 副会長就任祝い&新人歓迎会

担当 浦 西田

2月～3月 新人歓迎旅行

担当 鈴木 西田 宮下 中原

3 親睦委員会会議年間スケジュール

4月12日(水)(懇親会あり) 5月8日(月) 6月5日(月)(懇親)

7月3日(月) 8月7日(月)(懇親) 9月4日(月) 10月2日(月)(懇親)

11月6日(月) 12月4日(月)(懇親) 1月15日(月) 2月5日(月)

3月18日(月)(懇親)

4 若手会とのコラボ

20230411 若手会 12時～12時50分@zoom

【参加】安原、西、高、河野、船越、杉野、松村、米田
初回なので、各自自己紹介をおこなった

【企画検討】

下記以外にも、各自、やりたことを検討。前年度から引き継ぐ予算は70万円程。例年どおりであれば、今年度つく予算は90万円になるか

・離婚研修

研修委員会と共催。講師は高坂先生。5月17日

・破産研修（担当：西）

講師は浦先生。2回。6月頃及び8月末頃か 初回は6月9日夕方以降になりそう

・やかた船（担当：西）

7月か。次回会議までに、企画案を

・美食会

随時？各自、考えましょう。

・各会派対抗若手会ゴルフ（担当：河野）

ゴルフをやる人は是非。5名必要

・追いコン兼新人歓迎会（担当：安原+●）

2024年2月初旬頃

・親睦委員会から

ボードゲーム企画、ラーメン企画について声がかかるかも

（参考：去年は、バーベキュー、キャンプ、ゴーカート等をおこなった）

【次回会議】

5月9日（火）12時～13時

2023/4/18

春秋会幹事会（4月）

弁護士会の会務報告

副会長 高江俊名

- 1 今年度のスローガン
まかせとき 弁護士のカ 全ての街に 全ての人に
- 2 会務執行方針
別紙資料のとおり
- 3 新キャラ リーガリユウ
- 4 行事予定
4/22(土)13時～ 日弁連再審法改正全国キャラバン企画
「ドラマ『エルピス』×刑事再審法改正 えん罪救済のこれから-
正しさの基準とは-」

5/20(土)13時～ 憲法週間記念シンポ
「『親権』って、親の権利？ 子の権利？
- 離婚後の親子に関する制度のあり方を、子の権利の視点で
考える - 」

5/25(木)14時～ シンポ「いま、育休を考える～みんな主役の働き方をめざして～」

6/16(金) 日弁連定期総会 （大阪弁護士会にて）
- 5 会長声明等
- 6 FATF 報告書提出のお願い

会務執行方針 2023 年度（令和 5 年度）

大阪弁護士会

会 長 三木秀夫

副会長 勝井良光 高江俊名 米倉裕樹 山岸正和
森岡利浩 川本真聖 杉山洋史

現在の社会は、IT の進化、グローバル化等による急速な変化の一方で、格差社会の進行、新型感染症拡大、ロシアによるウクライナ侵攻等の事態に次々と直面しており、新たに様々な人権侵害問題が生じています。他方、新たな世界観、特に SDGs が目指す多様性や包摂性といった価値観の普及という明るい変化も起こっています。こうした状況下において、数ある社会的課題の中には、法的思考、人権の視点が入ることによって解決する問題が多くあります。私たちは、こうした課題の解決にあたり、人権擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士が持つ本質的な力が、今改めて求められていると考え、この「弁護士の力」を重視した取り組みをしてまいりたいと考えています。

そこで、今年度は次のようなスローガンを掲げました。

まかせとき 弁護士の力 全ての街に 全ての人に

「弁護士の力」を「全ての街」、「全ての人」に届け、誰一人取り残さない社会を実現したい。「まかせとき」と言える身近さと信頼感のある弁護士会でありたい。私たち役員一同は、このような想いのもと、全力で会務に取り組んで参りますので、会員の皆様には一層のご支援とご助力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以下におきましては、①法律相談その他の市民・企業から頼られる存在となるための取り組み、②社会で課題となっている各種問題への対応、③刑事弁護ならびに刑事法制に対する課題への対応、④会の体制整備を含めた対内的課題への対応、⑤会内外への情報発信に対する取り組みに整理して、主要な点に絞っての会務執行方針を説明いたします。

① 法律相談その他の市民・企業から頼られる存在となるための取り組み

・法律相談センターの利用拡大への取り組み

弁護士会と市民をつなぐ接点という重要な役割を担っている総合法律相談センターについては、WEB相談をもっと利用しやすいシステムにしていくなど、市民にとってアクセスしやすく、さらに利用しやすい手法を実現していきます。また、センターのブランディング戦略を構築して、さらなる市民の認知度向上と利用促進に力を入れていきたいと思

ます。また、EAP（従業員支援プログラム）を引き続き実施しながら、企業への周知を通して普及に努めてまいりたいと思います。

・遺言・相続センターの活動推進

遺言・相続センターが実施している無料法律相談や企画は、市民から遺言相続の問題解決を弁護士に頼ってもらうために重要な取り組みです。そうした同センターの諸活動を推進して、さらなる発展を目指します。

・中小企業支援の拡大

弁護士の専門性に対する中小企業の期待が益々高まっており、その法的需要に応えなければなりません。当会の中小企業支援センターは、これまでも、「事業承継」、「創業」などいくつかのお助けネットを備え、大阪商工会議所等の外部機関との連携による様々な展開をしています。今後、内容の充実と利用数のさらなる増加を図り、これからの企業は弁護士関与が攻めの経営になることの理解を広げていきたいと考えています。また、営利事業者だけでなく、事業を通じて社会課題の解決を目指す非営利事業者への支援拡大もメニューに入りたいと考えます。

・外国人相談及び救済への体制強化

コロナ禍後の再成長に向けて、日本の競争力の強化に直結する高度人材の獲得や、幅広い産業における人手不足への対応から、コロナ禍の収束局面に向けて外国人材の流入が再び増加することが見込まれています。そのような中、共生社会の実現の視点から、国際交流に関連する行政やNPO・中間支援組織と連携しながら、外国人の人権擁護の取り組みを積極的に行い、また、何らかの人権侵害が生じた際に、ADRを含む救済策の充実に取り組みます。

・外部民間組織との連携強化（アウトリーチ）

これまでのアウトリーチ事業を引き続き発展させるとともに、市民・企業から頼られる存在となるための取り組みとして、社会的課題の解決を目指し活動している民間団体（CSO：Civil Society Organization）とのネットワークの構築を進めます。特にCSOと他セクターをつなぐ中間支援組織も府内には多くあり、当会として継続的な関係を構築し、弁護士会の活動の広がりや寄与できればと考えています。また、多くの官民の組織が参画する2025年大阪万博への関与を図ることでネットワークの広がりを目指します。

・行政連携のさらなる強化

当会は、行政連携センターを設けて、自治体・行政と連携し、行政各分野について、数多くの連携業務をおこなってきています。行政連携センターは、弁護士会の各委員が個々に行ってきた国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等との連携活動を弁護士会全体の視点から調整する役割を担うとともに、行政機関向けに特化した広報を行い、その法的な需要に応じる弁護士会の窓口としての機能を有しています。そうした分野への進出の余地はまだあり、その広報及び職務の拡充と報酬の適正化をさらに進めていきます。

・行政分野における弁護士業務の普及拡大

行政と対峙する市民の人権にも目を向ける必要があります。税務調査や保険医等に対する指導・監査への弁護士会の立会、介護事業所等の実地指導・監査、行政処分等への対応、他士業の綱紀懲戒手続での行政機関への対応等に弁護士があまり関与しておらず、被調査者側が弁護士に立会や弁護を依頼するという発想が薄いという実態もあります。その点の実態を改善するために、当会でそうした問題に関与できる弁護士を育て送り出せる仕組みを進めてまいります。

・「ホームロイヤー」の普及

任意後見契約や見守り契約などで高齢者の暮らしと財産を守る「ホームロイヤー」の普及に向けて、対外的なセミナーを開催するなどして広報活動を強化していきます。

・ADR である民間総合調停センターとの連携強化と利用拡大

2009年にADR法に則り設立された裁判外紛争解決機関である公益社団法人民間総合調停センターは、当会を含め多くの専門家団体、経済団体、自治体等の各種団体が参加して14年が経過しました。これほど多様な各種の団体、特に専門家団体が多数参加して運用している総合的な民間ADR機関はわが国では他に例をみません。早期の紛争解決の委任を受けた弁護士にとっては、同センターを利用することで、市民の望む迅速かつ公正妥当な紛争解決へつながるところですが、当会内でもその認知度は高くありません。執行力付与を内容とするADR法改正案が閣議決定されたこともあり、同センターとの連携をさらに深め、その認知度の向上と、WEBを利用しての和解あっせん制度の利用拡大などに協力し、普及拡大に努めます。

② 社会で課題となっている各種問題への対応

・共同親権等の家族法制改正への対応

現在、検討が進んでいる離婚時の共同親権問題については、多方面からの意見が錯綜しており、昨年「家族法制の見直しに関する中間試案」に対して当会として意見書を提出したところですが、今後も引き続き家族法制改正に向けた動向に注視して適切に対応してまいります。さらに、これについては憲法的な視点からの議論の場も必要と考え、その場を設定して議論に幅と深みを増す取り組みをしていきます。

・成年年齢引下げへの対応

昨年、成年年齢が18歳に引き下げられたことを受け、新成人となる方向けに、消費者教育を中心とした法教育を更に充実させるよう取り組みます。例えば、専門学校や大学への弁護士講師派遣事業等を検討し、実現したいと考えています。

・ビジネスと人権に関する弁護士養成と派遣

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」採択を契機に、日弁連は2015年に「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス」を公表し、昨年9月には政府がガイドラインを策定・公表しました。こうした中、企業活動での人権擁護への取り組みは、人権感覚に裏打ちされた法的知識を有する弁護士の力が必要な分野であり、広く中小企業にも法的対応が

求められるテーマとなっています。企業活動がもたらす国内外の人権侵害被害者に対する救済のためには、司法的及び非司法的なメカニズムのいずれもが拡充されなければなりません。そのために、当会においてビジネス上の人権侵害リスクの調査や改善策などで企業に助言できる弁護士を育成し社会への提供に力を入れたいと考えます。

・精神科病院の退院・処遇改善請求支援の強化

日弁連の2021年人権擁護大会における「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」を受けて、精神科病院に入院している人の退院・処遇改善請求の権利を保障するため、退院・処遇改善請求を代理人として支援する会員を広げるとともに、病院のケースワーカーとの勉強会を開催するなどして、退院・処遇改善請求の意義についての理解を精神医療関係者にも広める活動を実施していきます。

③ 刑事弁護ならびに刑事法制に対する課題への対応

・可視化等の取り組みと刑事弁護活動への支援

被疑者、被告人の基本的な人権擁護のため、取調べの全件・全過程の録音・録画の実現に向けた取り組み、取調べへの弁護人の立会いを求める活動、勾留に対する準抗告強化運動、手錠腰縄問題への対応等を引き続き行なってまいります。また、その土台となる刑事弁護活動への支援を行ってまいります。

・再審法改正への取り組み

日弁連では、昨年、再審法改正実現本部を立ち上げ、同改正に向けた全国的な運動を本格化させています。当会でも、令和5年3月の臨時総会において「えん罪被害者の速やかな救済実現のための再審法改正を求める決議」を採択したところですが、更に取り組みを進め、同改正の実現を図ってまいります。

④ 会の体制整備を含めた対内的課題への対応

・弁護士会業務のあり方改善（会務への参加促進と会務運営の工夫）

会員の会務参加の減少が危惧されています。多くの会員が委員会活動に参加し、当会の活動を活性化させ、その結果が会員に還元されるようにすることが大切です。近時、大きく普及したWEB会議開催の功罪を踏まえつつ、会務運営について合理化できるところは合理化しながら、効率的な会務参加を促進できる仕組みについて、これまでの検討経過も踏まえつつ実現に向けて進めてまいります。特に若手会員が委員会に興味を持ち、参加しやすくなる工夫を実行に移していきたいと考えます。

・新総合情報システム・新会員専用サイトの運用改善

2年前から運用が開始され、昨年度から本格的に動き出した新総合情報システム・新会員専用サイトについて、会員や職員から寄せられる意見も踏まえて改善点を見いだしつつ、さらなる運用改善と定着化を図ってまいります。

・男女共同参画とダイバーシティ（多様性）実現への取り組み

弁護士会が市民と社会の期待に沿う適切なリーガルサービスを提供するための諸施策を企画立案し、実行すべき存在となるためには、ダイバーシティ（多様性）の観点が不可欠です。さまざまな特性を有する会員が現に直面している諸課題を吸い上げ、その解決を模索し実現していくことこそが、弁護士会のレジリエント（強靱）な組織づくりにつながるものと考え、推進していきます。とりわけ、男女共同参画の推進は重要な課題です。特に、役員等の女性比率向上は全会で取り組んでいく必要があります。阻害要因を洗い出し、女性会員が参加しやすい会務のあり方を探り、男性会員の意識と行動を変える方策も検討し、会員がワーク・ライフ・バランスを実現するための支援に取り組みます。

・若手会員への支援

弁護士自治を維持していくためには、弁護士としての一体感を持ち、弁護士会への求心力を高めていくことが必要です。その中で必要性が高まっているのが、経済的な面を含め不安を抱えている若手会員への支援です。昨年度総会で、修習終了2年後から5年を経過するまでの会員について一般会費の減額措置が可決されましたが、引き続き若手会員から広く意見を聞く機会を確保し、研修やOJTの充実など、若手会員への支援策を検討してまいります。

・ICT・情報セキュリティ対策

近時、民事司法手続全般にICT（情報通信技術）の導入が進行し、民事や家事手続のIT化議論も進み、弁護士のオンライン手続義務化の実施も迫ってきています。個々の会員の対応力を強化するためのサポート体制の構築を検討していきます。また、日弁連で制定された「弁護士情報セキュリティ規程」は会員の情報セキュリティ対策を義務化しました。当会として、同規程が施行されるまでに、個々の会員がしなければならないことを示して、会員全体の情報セキュリティが強化されるよう取り組みます。

・会員研修のさらなる充実

個々の弁護士の日々の業務活動の積み重ねが、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することになり、ひいては市民からの弁護士に対する信頼を得る礎となります。多様化する社会のニーズに応じていくためには、弁護士の専門性・公益性・倫理性の向上のための研修に加え、専門性等を広げるための学び直し（リスキリング）が重要であると考え、研修のメニューを拡充していきます。

また、公益社団法人民間総合調停センターでは、そこに参画する様々な団体の専門家が、あっせん委員に向けた専門的研修を定期的実施しています。こうした専門的研修の中には弁護士が受講する価値が高いものも多くありますので、当会の研修との相互利用の可能性を検討します。

・新規登録弁護士研修履修促進

新規登録弁護士研修履修が法律相談登用名簿等の登載要件となるのが、2024年2月1日となり、極めて接近してきています。いまだ多く存在する未履修者への周知の徹底と履修への対応は重要課題であると考え、未履修者の解消に取り組みます。

・弁護士会の内部統制システム拡充に向けた体制整備

弁護士会における職員不祥事が再発することのないよう、引き続き、内部統制システムの検証を行い、その整備・改善に向けて取り組んで参ります。

・エコアクション対応

当会は、環境保全に向けた取り組みとして、「エコアクション21」を推進しています。当会の社会的責任として重要な取り組みであり、今後も改善すべき点は改善して、会館運営や諸活動に伴うさらなる環境負荷の軽減を目指します。

・不祥事対策

悪貨は良貨を駆逐すると言いますが、会員の不祥事対策は重要課題です。市民からの弁護士に対する信頼を確保するためには、会員が不祥事を起こさないような予防対策が必要です。会員情報（予兆）を素早く察知し、会員職務適正化支援特別嘱託や業務引受弁護士制度を積極的に活用するとともに、会立件も躊躇せずに行っていきます。悩みを抱える会員を支援するための会員サポート窓口やメンタルヘルス相談を充実させるなど、具体的な会員支援策をさらに検討してまいります。また不祥事が発生した場合の迅速かつ適切な対応にも力を尽くします。

⑤ 会内外への情報発信に対する取り組み

・当会活動の広報と対外連携の促進

「弁護士の力」を広く知って頂き、より利用してもらえるようにするためには、弁護士と弁護士会の活動を「全ての街に」「全ての人に」知って頂くための情報発信を続けなければなりません。そのために、市民向け広報の充実のほか、対外連携から生まれるネットワークを活用した広報にも力を尽くしていきたいと考えています。

・おおさか人権フェスタの充実

当会の人権擁護活動を広く知って頂くために始めた「おおさか人権フェスタ」を、より多くの市民の方々に認知して頂き、その広報的価値をより高めるための検討をいたします。

・キャラクターの有効活用

前年度に公募の上で決定をした当会キャラクターである「リーガリユ」につき、その有効活用を検討し、広く当会の活動に活かしていけるよう工夫して参ります。



(最後に)

以上、私たちが特に力を入れていきたいと考えている点を中心に記載をしましたが、各委員会等で取り組んでいる問題についても、真摯に対応してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

以上

会派名	年会費
春秋会	20,000円 (新入会員は会費免除) その他、産前産後休業、育児休業、介護休業、海外留学等の場合の会費免除制度もございます。
一水会	10,000円
友新会	12,000円 (ただし、新入会員は免除、2年目は6,000円)
法友倶楽部	18,000円 ジュニア部(登録10年まで) 9,000円 (新入会員は会費免除)
法曹公正会	20,000円 (加入初年度は会費無料)
法曹同志会	1年目無料 2年目6,000円 3年目～10年目12,000円
五月会	10,000円 (加入初年度は会費無料)